**様式第41号の30**（第40条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 福　祉　事　業　決　定　通　知　書 | □新規　　□継続（第　　　　回） |
| 認定番号 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県市町村総合事務組合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　　　　　　　　　　　印　福祉事業の決定について　　　　　　　　年　　月　　日付けをもって申請のあった　　　　　　　　　　　　　　について，審査の結果，下記のとおり決定したので，通知します。記　1　決　　　　　定　□　支　給□　不支給　　理　由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2　福祉事業の種類　□外科後処置　□補装具（□支給　□修理　□再支給）　　　　 　　　　　 □リハビリテーション　□アフターケア　　　　　　　　　　 □在宅介護を行う介護人の派遣　□奨学援護金　　　　　　　　　　 □就労保育援護金　□長期家族介護者援護金　□旅行費3　福祉事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4　期　　　　　間　　　　　　年　　　　月　　　　日から　　　　　　　　　　　　　　　 年　　　　月　　　　日まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 日間（　　　週間，　　　時間）5　福祉事業を実施する施設名（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　6　奨学援護金又は就労保育援護金　 (1)　支給月額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円1. 支給対象者の氏名
2. 在学者等又は保育児の氏名及び月額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(4)　支給開始年月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　7　支　払　金　額　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円1. 支払の場所及び方法
2. 支払日（振込日）　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日
3. 委任に基づく受領者名（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　8　その他　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

〔注意事項〕在宅介護を行う介護人の派遣を受ける場合には，費用の一部を自己負担していただきます。

　　　　　　この福祉事業の決定に不服がある場合には，管理者に対して不服の申出をすることができます。